

## 国民健康保険（国保）の資格異動、退職者医療制度の届出をお願いします

### 【資格異動の届出】

加入している医療保険が変わった方は、資格異動の日から14日以内に市役所へ届出をお願いします。

届出が遅れると、その間にかかった医療費は全額自己負担となります。

○**国保資格ができるとき**

○国保の資格を有する方が西条市に転入したとき（転入時に申し出てください）

○退職などで、職場の健康保険をやめたとき（社会保険喪失証明が必要です）

○健康保険の扶養家族でなくなったとき（社会保険喪失証明が必要です）

### ■国保資格がなくなるとき

○市外へ転出したとき（西条市で使用していた保険証を西条市役所へ必ず返却し、転入先で新しい保険証の交付を受けてください）

○就職などで、職場の健康保険などへ入ったとき（加入している社会保険証原本が必要です）

○死亡したとき

○学校に通うため、市外に住所を移している学生が卒業したとき

■**住所地特例を受けるとき、更新するとき**

○学校に通うため、市外に住所を移している学生（在学証明書が必要です）

○市外の福祉施設に入所している方（在所または入所証明書が必要です）

### 【退職者医療制度の届出】

国保退職者医療への届出をしていただくと、西条市国保で負担する医療費の軽減につながります。高騰する医療費に対応するため、対象の方は届出をお願いいたします。

※保険証に④の印がある方は届出の必要はありません。

■**退職者医療制度の対象者**

次の条件すべてに該当する方とその被扶養者です。

○65歳未満の国保加入者

○老齢年金、通算老齢年金、老齢厚生年金などの厚生年金または退職共済年金などの各種共済組合の年金を受給している方で、それらの加入期間の合計が20年以上または40歳以後に10年以上ある方（国民年金の加入期間は除きます）

■**届出に必要なもの**

年金証書、印鑑、国民健康保険証（被扶養者がいれば、その方の保険証も必要です）

【問合せ】

○市庁舎本館市民生活課 市民係  
TEL0897-52-1211

○各総合支所市民福祉課 市民係  
市民福祉係（丹原・小松）

## 医療費から見た病類別統計がまとまりました

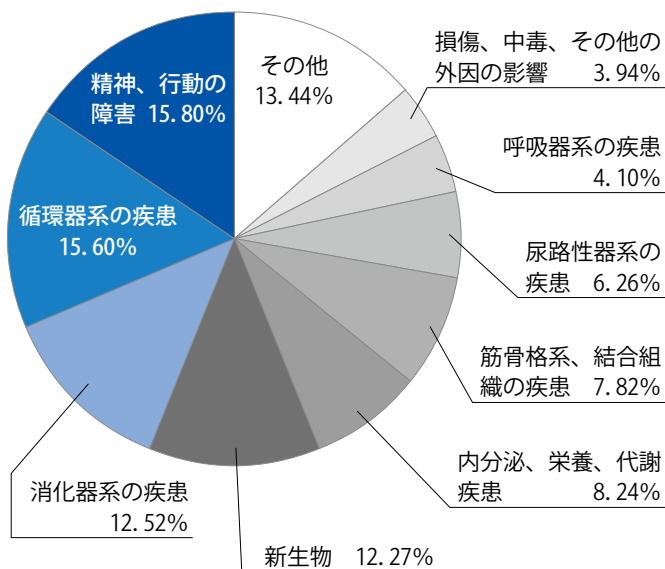
国民健康保険に加入している市民の皆さんが、昨年5月に医療機関で治療を受けた、1カ月分の医療費から見た病類別統計がまとまりました。

最も高い比率を占めるのは統合性失調症、うつ病などの精神、行動の障害で、全体の15・80%、次に生活習慣病と呼ばれる高血圧、脳梗塞、心臓病などの循環器系疾患が15・60%となっています。

医療費は今後も増えていくことが予想されます。医療費が増える理由は高齢化などさまざまな理由がありますが、医療に対する意識に関わるものもあります。

### ▼病類別医療費の内訳▼

<平成21年5月診療分> 国保医療費：6億8,293万円  
1人当たり：2万2,138円



※本グラフの比率の合計値は、端数処理の関係上100%に合致していません。

医療費が増えることは、国の財政を圧迫し、国保税の引き上げにもつながるため、日頃から健康づくりと適正な受診を心がけましょう。

■**上手な受診のための注意点**

○一つの病気で多くの病院にかかること、各々の病院で初診料がかかり費用が高くなります。

○時間外、休日、深夜の受診には、それぞれ割増料金がかります。

○必要以上にたくさんの薬を欲しがると、その分薬代が高くなります。

○信頼できるかかりつけ医を持つと、病歴などを把握した上で診療してもらえるので安心です。

○定期的に健康診断を受けること、病気を早期に発見・治療することができ、健康管理にも役立ちます。

※国保では重複受診・多数受診の抑制を目的に、一部の方を対象として訪問指導を実施しています。

【問合せ】  
市庁舎本館国保医療課 国保係  
TEL0897-52-1447